

2018 愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

【陳情項目】—★印が懇談の重点項目です—

【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回 答(長寿課)

介護保険料は、所得水準に応じた段階を設け、低所得者の負担軽減に配慮したものであるため、市独自の減免は考えておりません。

なお、生計中心者の収入減少における減免については、条例及び規則にて要件区分に応じた減免割合や減免対象期間を定めております。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回 答(長寿課)

利用料は、高額介護サービス費の支給等により所得水準に応じて軽減されているため、市独自の減免は考えておりません。

なお、生計中心者の収入減少における減免については、条例及び規則にて要件区分に応じた減免割合や減免対象期間を定めております。

★(2)介護保険利用の際の手続き

介護保険利用の相談窓口には専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

回 答(長寿課)

要介護認定の相談窓口は、新規申請の受付を正規職員が行い、場合によっては市役所福祉部門や地域包括支援センター等と連携し対応しております。また、保健師等の専門職が事務職を適時サポートしております。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

回 答(長寿課)

愛知県による特別養護老人ホーム入所待機者調査の結果では、本市の要介護3以上の待機者は、平成29年4月時点で21名でした。

本市は、待機者及び待機者数を人口で除した割合が県内でも少ない状況にあるため、

2018 愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

入所施設を整備する考えは、今のところございません。

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

回 答(長寿課)

市では、施設に対して、愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針に基づき入所の可否についての意見書を提出しております。

★(4)総合事業について

- ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

回 答(長寿課)

総合事業の各種サービスは、65歳以上の全ての方を対象としており、現行相当サービスの利用に期間の定めはございません。

- ②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

回 答(長寿課)

一般財源の投入ではなく、国の負担金引き上げが基本であると考えますが、総合事業の実施にあたっては、サービスの提供に必要な事業費の確保に努めてまいります。

(5)高齢者福祉施策の充実について

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

回 答(長寿課)

地域の集会所等で開催されているボランティアによる「ミニデイサービス」に対し、実施団体の活動支援のため補助金を交付しております。

認知症カフェは、現在3か所あり、2か所は市が委託して行っております。今後状況によっては、拡充を検討してまいります。

- ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

2018 愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

回 答(長寿課)

住宅改修費と福祉用具購入費では実施しております。高額介護サービス費は償還払いとしております。

★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

回 答(長寿課)

控除の対象となるかどうかは、国（税務署）の判断となります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

回 答(長寿課)

平成28年度から、基準日時点で要件を満たしている方全てに「障害者控除対象者認定書」を個別送付しております。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

回 答(保険医療課)

条例等減免分については一般会計から繰り入れをしており、今後の減免制度の拡充については、財源の確保も含め、より効果的な施策を今後も研究していきたいと思っております。なお、税制改正により、低所得者の方に対する軽減制度の拡充が行われております。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

回 答(保険医療課)

国民健康保険制度では、加入者の年齢等を加味せず一律に均等割の負担を求めており、これに反する不均一な課税は困難であると考えます。また、減免制度については、災害に遭われた方や、病気や失業など担税力が著しく低下する事情がある場合の救済措置としてとらえており、年齢などの要件に基づく減免の導入については考えておりません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

回 答(保険医療課)

資格証明書は、法令により交付が義務付けられておりますので、法令に従い、適切に交付しますが、交付の際には納付できない特別の事情(災害、事業の休廃業、失業等)の有無や納付相談の状況、所得・資産の状況などを勘案して交付しております。

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

回 答(保険医療課)

法令に従い、生活実態に配慮し適正に実施しております。

短期保険証は、滞納されている方との面談の機会を増やし、滞納解消に向けた納付を促すために交付しております。面談において、本人から事情をよく聞き、収納担当部署と調整した上で、分納が毎月履行されており、滞納額の減少が確実に見込まれる場合は、通常の保険証に切り替える場合もあります。また、短期保険証を発行する場合は、有効期限が6か月のものを交付しております。

また、資格証明書は、法令により交付が義務付けられておりますので、法令に従い適切に交付いたしますが、交付の際には、納付できない特別の事情(災害・事業の休廃業、失業等)の有無や納付相談の状況、所得・資産の状況などを勘案して交付しております。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回 答(保険医療課)

現在は、事業の休廃業、失業等により世帯の生活が著しく困難になった世帯で、生活保護基準額の1.3～1.4倍の世帯については「猶予」、1.15～1.3倍の世帯については「5割または10割の減額」、1.15倍以下の世帯については「免除」する規定(減額、免除の場合は、預貯金による制限あり)となっております。減免の対象を、生活保護基準の1.4倍以下のすべての世帯に拡充することは、その財源を他の被保険者の保険税に転嫁せざるを得なくなることから、現時点においては考えておりません。

制度の周知については、納税通知書の同封パンフレット、ホームページ、市の広報誌への掲載、啓発チラシの医師会や関係医療機関への配布、短期保険証の対象者へ同

封等を行っております。

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

回 答(保険医療課)

高額療養費の支給対象となる方には、申請用紙と返信用封筒を同封の上、手続きのご案内をお送りしております。その後、申請のない方に対し、再勧奨のためのご案内をお送りしております。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回 答(収納課)

滞納処分を実施する際は、禁止財産を差し押さえることのないようによく確認を行い、適切な運用を図っております。

納税相談を通じて個々の納税者の状況に応じた対応に努めるとともに、地方税法第15条を始めとした法令等の適用については、的確に実施しております。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行き、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回 答(福祉課)

生活保護の相談については、丁寧な対応を心掛け相談者の申請権の侵害がないよう行っております。申請にあたっては、生活状況や扶養親族の状況、就労に関することも確認しつつ、相談者の申請意思を確認した上で申請書をお渡ししております。

また、国の基準に基づき適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い早期の支給に努めております。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

2018 愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

回 答(福祉課)

本市は、社会福祉法第16条の規定に基づく所員の定数を満たす人員を配置しております。加えて、別に雇用した就労支援員及び医療適正化推進員各1名を含む体制で対応をしております。また、研修には積極的に参加し知識向上に努めております。なお、平成29年度には正規職員1名が増員され、他業務を兼務しない専任のケースワーカーを設けることができ、ケースワーカーの負担軽減が図られました。

★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

回 答(福祉課)

返還金の返還方法については、預貯金などがあれば一括返還を求めています。そうでない場合は、生活の維持に支障がない程度を確認し、分割納付を検討するなどの配慮をするよう努めております。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

回 答(福祉課)

資産調査については、資産申告書の提出に併せ、内容を確認する資料がないときなどに適宜実施しております。また、調査にあたっては、本人から同意書を徴することで人権の侵害とならないよう努めております。

⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

回 答(福祉課)

説明用として、愛知県が作成した英語、中国語、ハングル語、タガログ語、ポルトガル語の冊子を用意しております。

また、ホームページへの掲載につきましても、利用者のニーズや他自治体の動向も含めまして検討してまいります。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

2018 愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

回 答(保険医療課)

本市の医療費助成制度は、全国的に見ても高い水準にある愛知県内にあっても、県内平均以上の内容を維持しております。

限られた予算の中で事業を行っておりますので、今後制度を維持するためには、事業の取捨選択は必要になってくる場合があると思います。福祉医療制度が重要であることは十分承知しておりますので、今後も福祉医療制度を維持するため、引き続き検討してまいります。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。**

回 答(保険医療課)

子ども医療費助成の拡充については、これまでも多くのご要望があり、最近では本市の子育て支援施策の一つとして、平成23年度に、現物給付での医療費無料制度の対象を小学校3年生までから、中学校3年生までに拡大いたしました。

対象を拡大したことにより、子ども医療の医療費助成額は大幅に増加していることから、これ以上の負担増となる制度改正は、現時点では本市の財政状況から非常に難しい現状でございます。

入院時食事療養の標準負担額については、入院の有無に関わらず食事は日常的にかかる費用であり、在宅で療養している方には助成がないなどの負担の公平性も考慮し、現在は助成の対象には考えておりません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。**

回 答(保険医療課)

本市においては、精神障害者保健福祉手帳1・2級と自立支援医療受給者証(精神通院)を所持している方を対象として入通院を、精神障害者保健福祉手帳1・2級のみを所持している方を対象として入院を精神以外の病気等においても市単独助成をしております。厳しい財政状況のため、今のところそれ以上の助成等を行うことは困難であると考えております。

自立支援医療(精神通院)対象者について本市では、平成元年4月より通院療養を受けた方の自己負担額を、継続して助成を行っております。

- ④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。**

2018 愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

回 答(福祉課)

現時点で窓口を一本化する予定はございませんが、切れ目のない支援となるよう関係課等にて情報共有を図っております。

6.子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

回 答(福祉課)

愛知県が実施した「愛知子ども調査」では、圏域別の貧困率に大きな差はないと報告があり、市で同様の調査を実施することは予定しておりません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

回 答(こども課)

ひとり親家庭等に対する自立支援計画は策定しておりませんが、自立支援給付金事業(教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金)は平成19年度から、日常生活支援事業は平成16年度から実施しており、今後も継続した支援を行ってまいります。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

回 答(教育行政課)

児童扶養手当の所得制限限度額を参考に、1.25倍の基準を設定しており、現時点において見直しは考えておりません。

また、市広報、ホームページを通じ、年度途中でも申請ができることの周知を行っております。

入学準備金の支給は、平成29年度に平成30年4月入学予定者に対し入学準備金を支給しました。今後も引き続き入学前支給事務を進めてまいります。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

2018 愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

回 答(福祉課)

平成28年度より生活困窮者世帯の中学生を対象として、「居場所づくり」を含めた学習支援・修学支援・進学支援を実施する子どもの学習支援事業を実施しており、平成30年度からは、事業の拡充を図り、ひとり親家庭生活支援事業と一体的に実施しております。

また、市内で「無料塾」と「こども食堂」を実施しているNPOが1法人、「こども食堂」を実施している団体が3団体あり、ともに事業の周知について支援しております。

回 答(教育行政課)

平成30年度より中学生・高校生を対象として、学習支援事業をNPO法人に委託して実施しております。

また福祉課が実施しています学習支援事業の周知についても併せて支援しております。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないように、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

回 答(学校給食センター)

学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設や設備に要する経費等は、公費で負担し、食材費相当分は、学校給食を食べている児童又は生徒の保護者が負担するとされています。このことから、給食費のうち食材費相当分は、保護者に負担をお願いしております。

また、本市の財政状況からも給食費を無償にすることは難しいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

なお、生活困窮者等には就学援助の制度により給食費の全額補助を行っております。

(3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

回 答(保育課)

国は、保育士の処遇改善のために、公定価格における加算率の引き上げを行っております。保育施設が職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人員費財源を確保できるよう、公定価格の改定に適切に対応してまいります。

また、民間保育所に対しては、人員費等に対して市単独の補助事業を行っております。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

回 答(福祉課)

昨年度は通所施設が6か所、今年度は現在までにグループホームが2か所、通所施設が1か所開設されており、年々社会資源は充実してきていると考えております。

今後も障害者自立支援連携会議等で関係機関と連携しながら、確保について検討してまいります。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

回 答(福祉課)

通学・通所に関する送迎については、主たる介護者が就労又は疾病による場合等若しくは母子・父子家庭である場合は利用可能となっております。

施設入所者の余暇利用については、施設側の支援範囲等を確認した上で、必要であれば利用可能となっております。

③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

回 答(福祉課)

現行の制度において、診療・治療を受けている時間や院内での待ち時間の算定及び入院時支援としてのヘルパー利用は難しいと考えております。今後、国や県の動向に注視しながら検討してまいります。また、通院ヘルパーについては、必要に応じて地域生活支援事業にある移動支援(通院等介助)を利用することができます。

④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

回 答(福祉課)

福祉サービスにつきましては、利用するサービスと所得に応じた負担上限月額範囲内において、サービス量に応じた自己負担を利用者の方をお願いしております。また、食費や光熱水費の実費負担につきましては、低所得の方への軽減策が講じられております。

近年の高齢化等に伴う障害者数の増加、児童の療育目的の福祉サービス給付費の急

2018 愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

増など、本市の財政状況を考えますと、全ての方の利用者負担・実費負担を無償にすることは難しいと考えております。

- ★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

回 答(福祉課)

個別支援会議等により、個々の状況を確認した上で、介護保険サービスへの移行が妥当だと判断される場合に、介護保険サービスへの利用申請を進めております。なお、障害があることにより、介護保険での支給量が不足する場合には、個々の状況を確認の上、介護保険での支給量の2分の1までを障害福祉サービスで支給しております。

また、介護保険サービスにない障害福祉独自のサービスについては、引き続き利用することができるようにしております。

高齢障害者の利用者負担軽減制度については、該当する方に通知を送付する等方法を検討し、周知に努めてまいります。

障害福祉サービスを利用している方が介護保険サービスを利用する場合、担当課と情報共有を図りながら切れ目のない支援となるよう対応しております。

- ⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

回 答(福祉課)

国の報酬改定等に基づいて適切に対応してまいります。

- ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

回 答(福祉課)

介護職員の不足は慢性的な地域課題であり、自立支援協議会でも人材確保及び育成について検討しております。報酬単価については、国の報酬改定等に基づいて適切に対応してまいります。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

回 答(健康課)

平成25年度以降、公費負担による定期予防接種が年々増加してきており、厳しい財政状況下で全ての障害者や子どもに対する任意予防接種の費用補助は難しいと考えております。

ただ、そうした中ではありますが、今年度から抵抗力の弱い乳児を対象としたロタウイルスワクチンの接種について、平成30年4月1日以降生まれの子を対象に1人あたり6,000円を上限に費用の一部助成を開始しております。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

回 答(健康課)

本市では、平成23年9月から自己負担額5,000円で高齢者肺炎球菌ワクチン接種の任意接種助成を始め、平成26年10月に定期接種化された後は、定期接種者、任意接種者ともに自己負担額2,500円を実施しており、現在、県内自治体の自己負担額は2,000円から5,000円となっておりますので、本市の自己負担額は妥当であると考えております。

また、今後、更に高齢化が進む中、接種者の増加が見込まれるため、厳しい財政状況下での一部負担金引き下げ及び2回目の接種を任意予防接種事業の対象にすることは難しいと考えております。

なお、任意予防接種事業は、平成30年度については継続する方向で検討しております。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

回 答(健康課)

本市では、平成29年4月1日以降に出産された産婦を対象に産婦健診助成事業を始めております。健診の結果、産後うつ等で支援の必要な産婦については、医療機関から連絡票をもらうなど事後フォローにも力を入れており、今年度からは産後ケア事業の利用条件を緩和し、サポート体制の強化も図っております。

2018愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

しかしながら、厳しい財政状況下で全ての産婦に対し、健診助成回数を増やすことは難しいと考えております。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

回 答(健康課)

本市では、平成8年度から歯科医療機関委託による健診事業を実施しており、妊娠中から産後1年未満の妊産婦が期間内に1回、無料で歯科健診を受けることができます。

事業開始当初は、全妊産婦の2割程度の受診率でしたが、母子健康手帳交付時の個別指導やパパママ教室での健康教育、広報・ホームページを利用した受診勧奨を行い、受診率は徐々に上がっており、近年は4割前後の受診となっております。まだまだ歯の健康管理に関しては、意識を高めていく必要がありますので、引き続き、様々な機会を利用し、現行の助成制度の利用を促進していきたいと考えております。

ただ、厳しい財政状況下で妊婦・産婦共に対象とする健診助成は難しいと考えております。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

回 答(健康課)

本市では、昭和54年度から常勤の歯科衛生士を配置しており、乳幼児から高齢者まで幅広い対象に対し、様々な歯科保健事業を実施しております。

現時点では、歯科衛生士を複数配置することは考えておりません。

【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。

回 答(保険医療課)

日本は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険であり、高い保健医療水準を達成しております。しかし、急速な高齢化が進み、医療費の増加が大きく、医療保険制度の持続が危ぶまれております。今後も安心して医療を受けられるためには、医療費の財源や医療費の適正化及び健康増進の取組による予防の促進など多角的な見直しが必要です。

医療保険制度を持続可能にするために、医療費患者負担の増加を検討しているものであり、検討を止める考えはありませんが、今後の国の動向には注視してまいります。

2018 愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

回 答(保険医療課)

平成30年7月31日開催の県・市懇談会において、被保険者数及び所得など当該年度の実績による市町村単位の納付金精算の実施と、平成31年度以降の保険者努力支援制度の評価指標・配点等の在り方を地方と十分協議し、公平で適正なものとなるように、愛知県から国に対して働きかけを行うよう、要望しております。

- ③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

回 答(保険医療課)

年金制度は、現役世代が高齢者世代を支える社会的扶養の仕組みです。

マクロ経済スライドは、賃金や物価による年金額の伸びからその時の社会情勢（現役世代の減少や平均余命の伸び）による「スライド調整率」を用いて年金の給付水準を計算し、長期的な収支見通しを立て、定期的に財政検証を行いながら給付と負担のバランスに努めております。

年金額の改定や年金支給開始年齢の検討は、急速に進む少子高齢化の中、将来の給付水準を確保しながら持続可能な年金制度にするためのものですので、これらの廃止等を国に要望することは考えておりません。

また、全額国庫負担による最低保障年金制度の実現は、巨額の税財源が必要となることが予測されるため、これを国に要望することは考えておりません。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

回 答(長寿課)

現時点において、意見書・要望書の提出予定はございませんが、軽度者への給付の見直しや介護従事者の処遇改善等に関して、国における議論の推移を見守りながら、必要な場合には、機会を捉えて意見・要望をしていきたいと考えております。

- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

2018 愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

回 答(保険医療課)

子ども医療費については、全国一律の子ども医療費助成制度を創設するよう、平成30年6月6日付けで全国市長会から国に要請しています。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点の国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

回 答(福祉課)

緊急時の入所施設を備えた地域生活支援拠点の整備に向け、自立支援協議会等で検討しながら、今後の報酬改定等、国の動向に注視し、適切に対応してまいります。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

回 答(保険医療課)

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れております。これ以上の拡大の要望を行うことは考えておりません。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

回 答(保険医療課)

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れております。現在はこれ以上の拡大の要望を行うことは考えておりません。

本市においては、平成20年4月から市単独で精神障害者に対する医療の助成を加えております。精神障害者保健福祉手帳1、2級と自立支援医療受給者証(精神通院)所持者であれば、通院は、精神科においては自立支援医療を使用した後の自己負担分を、他の診療科においては、自己負担分の全額を助成しております。入院は、同じ手帳所持者であれば、精神科の自己負担分を全額補助しており、他の診療科の入院分も全額助成しております。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

2018 愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

回 答(保険医療課)

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れております。これ以上の拡大の要望を行うことは考えておりません。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

回 答(保険医療課)

機会をとらえ、補助金等の増額、拡充を要望していきたいと思います。